

令和6年度定期監査結果報告書

- 1 監査の実施期間 令和7年1月7日から令和7年2月19日まで
- 2 監査の対象年度 令和6年度
- 3 監査の実施日及び対象課室名

| 実 施 日 | 対 象 課 室 名 |
|----------|---------------------|
| 1月7日(火) | 財政課、広報情報システム課 |
| 1月8日(水) | 税務課 |
| 1月9日(木) | 総務課財産管理室 |
| 1月10日(金) | 市民環境課 |
| 1月15日(水) | 健康推進課 |
| 1月16日(木) | 子育て支援課、黒石市こども家庭センター |
| 1月17日(金) | 国保年金課、会計課 |
| 1月21日(火) | 上下水道課 |
| 1月23日(木) | 総務課 |
| 1月24日(金) | 介護保険課、黒石市地域包括支援センター |
| 1月27日(月) | 学校教育課 |
| 1月28日(火) | 指導課、教育研究所 |
| 1月30日(木) | 社会教育課 |
| 1月31日(金) | 文化スポーツ課 |
| 2月3日(月) | 都市建築課 |
| 2月4日(火) | 土木課 |
| 2月6日(木) | 農林課 |
| 2月7日(金) | 企画課 |
| 2月10日(月) | 議会事務局、農業委員会事務局 |
| 2月12日(水) | 商工課 |
| 2月13日(木) | 観光課 |
| 2月14日(金) | 選挙管理委員会事務局 |
| 2月17日(月) | 福祉総務課 |
| 2月19日(水) | 防災管理室 |

4 監査の着眼点及び実施内容

本監査は、令和6年度の財務に関する事務の執行について、黒石市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づいて実施したものである。

監査に当たっては、調定決議書、支出負担行為決議書、支出命令書、旅行命令簿、時間外（休日）勤務等命令簿、郵便切手受払簿、備品保管簿などの関係書類の提出を求めて行った。契約に係る事務、補助金の交付に係る事務及び各種団体に係る事務については、抽出により行った。

また、例月出納検査及び前年度の監査の結果も参考とし、担当の職員に説明を求めるなど、主に法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性が確保され、適正に執行されているかを重点として実施した。

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 予算は、適正に執行されているか。
- (2) 収入に関する事務は、適正に執行されているか。
- (3) 支出に関する事務は、適正に執行されているか。
- (4) 旅行命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (5) 時間外（休日）勤務等命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (6) 郵便切手等（郵便切手、料額印面の付いた郵便はがき、レターパック等）は、適正に管理されているか。
- (7) 公有財産及び備品は、適正に管理されているか。
- (8) 契約に係る事務は、適正に執行されているか。
- (9) 補助金の交付に係る事務は、適正に執行されているか。また、補助金は、交付の目的の達成のために、合理的かつ効果的に運用されているか。
- (10) 各種団体に係る事務は、預金等の通帳及び当該通帳のはんこが適正に管理され、経理事務が適正に執行されているか。

5 監査の結果

令和6年度の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。詳細は、次のとおりである。

なお、各事務の処理に関し、口頭により注意を促した軽微な事項については、省略する。

(1) 予算の執行について

予算の執行については、予算の流用等の濫用は認められず、適正に執行されていると認めた。

(2) 収入に関する事務について

収入に関する事務については、調定の時期等を誤っていたものがあった。その他については、おおむね適正に執行されていると認めた。

(3) 支出に関する事務について

支出に関する事務については、支払が遅延していたもの、支払の根拠となる資料の内容に誤りがあったもの、専決権者が誤っていたもの等があった。その他については、おおむね適正に執行されていると認めた。

(4) 旅行命令について

旅行命令については、旅費を支給していなかったもの、旅行命令を受けずに出張していたもの、出発又は帰着の日を記入していなかったもの等があった。その他については、黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(5) 時間外（休日）勤務等命令について

時間外（休日）勤務等命令については、時間外勤務手当の支給額が誤っていたもの、時間外勤務の命令を受けずに勤務していたもの等があった。その他については、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(6) 郵便切手等について

郵便切手等の執行に係る事務については、郵便切手の残数の誤り等があったものの、郵便切手等の不正な使用はなく、黒石市会計規則に基づき、おおむね適正に管理されていると認めた。

(7) 公有財産及び備品について

公有財産（行政財産及び普通財産）については、良好な状態で維持し、及び管理され、建物の維持、補修等についても、全般的に配慮されていると認めた。

備品の管理に係る事務については、購入した物品を備品保管簿に登録していなかったもの、購入した物品の受入れの金額などが誤っていたもの、移管した物品の事務手続を行っていないもの等があった。その他については、黒石市会計規則に基づき、おおむね適正に管理されていると認めた。

(8) 契約に係る事務について

契約に係る事務については、随意契約の根拠規定の引用が誤っていたもの、1人から見積書を徴することができる理由を記載していなかったもの、契約書に示した書類の提出を受けていなかったもの又は通知していなかったもの、契約書に契約保証金、遅延利息の利率などを記載していなかったもの等があった。その他については、黒石市契約規則等に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(9) 補助金の交付に係る事務について

補助金の交付に係る事務については、補助金の交付の対象外となる経費を補助金の交付の対象としていたもの、補助金の交付の決定等に係る金額が誤っていたもの、補助金の対象となる経費の支払を明らかにした書類の提出を受けていなかったもの等があった。その他については、黒石市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき、おおむね適正に執行されていると認めた。

(10) 各種団体に係る事務について

各種団体に係る事務については、支払の事務手続が誤っていたもの、立替払をしていたもの等があった。黒石市の課室等に事務局を設置する各種団体の事務に関する取扱要綱に基づき、その他の事務にあつてはおおむね適正に執行され、団体が所有する普通預金又は普通貯金の通帳及び当該通帳のはんこの管理にあつては適正に管理されていると認めた。